

制定	2016 年 12 月 22 日	第 1 版 b
改正	2025 年 9 月 30 日	

文部科学省公募型研究資金受託に係る対応マニュアル

作成：技術開発本部 技術戦略室

1. 目的

本マニュアルは文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を受託した部門が遵守すべき以下のガイドラインの確実な履行を目的とする。

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

《研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）》

第1節 責任体系

- ①受託部門はそれぞれ下記を実行する 1) 最高管理責任者、2) 統括管理責任者、3) コンプライアンス推進責任者を設け、各責任者に当たる者の職名を公表すること。
- ②最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定すること。
- ③統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする受託部門全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。
- ④コンプライアンス推進責任者は、以下を行うこと。
 - 1) 自己の管理監督又は指導する部門等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
 - 2) コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部門等の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
 - 3) コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部門等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）ルールの明確化・統一化

受託部門は競争的資金に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から明確かつ統一的な運用を図ること。

- ①競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行うこと。
- ②受託部門としてルールの統一を図ること。
- ③ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知すること。

（２）職務権限の明確化

競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任については、職務分掌に準ずること。

（３）関係者の意識向上

受託部門は、意識向上のために以下のことを行うこと。

- ①競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施すること。
- ②コンプライアンス教育の受講者の受講状況及び理解度について把握すること。
- ③競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から誓約書等を提出させること。提出を求める誓約書等には、以下の（ア）から（ウ）までの各事項を盛り込むこと。
 - （ア） 富士電機の規則等を遵守すること
 - （イ） 不正を行わないこと
 - （ウ） 規則等に違反して、不正を行った場合は、富士電機や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- ④競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員は富士電機の企業行動基準に従うこと。

（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

《研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン》

【不正行為の調査手続や方法等に関する規程の整備】

2022年6月1日付け社告2351号「企業倫理ヘルプライン」（以下「企業倫理ヘルプライン」という。）に準ずること。

【不正行為に関する相談や告発の受付等】

「企業倫理ヘルプライン」に準ずること。

【不正行為の告発に係る事案の調査】

- ①不正行為の告発（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）を受け付けた後、技術開発本部技術戦略室長（以下、技術戦略室長と略す）は受付後1ヶ月以内に本調査を行うか否かを決定すること。

- ②調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施すること。調査委員会は、公正かつ透明性の確保の観点から、内容に応じて富士電機に属さない第三者を含む調査体制とすること。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、必要に応じて第三者を半数以上とすること。
- ③告発者及び被告発者は、本調査の調査委員会の委員について、技術開発本部技術戦略室が定める期間内に異議申立てをすることができるものとする。
- ④本調査の実施の決定後、実際に本調査を開始するまでの期間は原則１ヶ月とし、開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間は約５ヶ月を目安とすること。また、本調査の要否、調査方針、調査対象及び調査方法などを、技術戦略室長は必要に応じて当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告すること。
- ⑤必要に応じて再発防止計画等を含む調査結果について、技術戦略室長はその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告または書面提出をすること。期限までに調査が完了しない場合であっても、必要に応じて調査の中間報告を配分機関に提出すること。
- ⑥調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、技術戦略室長は必要に応じて配分機関に報告すること。
- ⑦配分機関の求めがある場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を技術戦略室長は当該配分機関に提出すること。
- ⑧被告発者が所属する部門は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずること。
- ⑨調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与した程度、必要な場合は不正使用の相当額等についても認定すること。
- ⑩調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること。
- ⑪懲戒は就業規則に準ずること。
- ⑫不正行為と認定された被告発者は、技術開発本部技術戦略室が定める期間内に技術開発本部技術戦略室に不服申立てをすることができる。
- ⑬特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、技術戦略室長はその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告すること。
- ⑭不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、技術戦略室長はその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告すること。
- ⑮不服申立てに係る再調査を行う場合、技術戦略室長は再調査の期間を定めること。
- ⑯不服申立てがあった場合、技術戦略室長は再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告すること。
- ⑰調査結果は公表することとし、公表内容は技術戦略室が決めることとする。

第３節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

（１）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

受託部門は不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施のために以下のことを実施すること。

- ①不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、受託部門全体の状況を体系的に整理し評価すること。
- ②不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定すること。
- ③不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うこと。

（２）不正防止計画の実施

受託部門は不正防止計画を以下のように実施すること。

- ①防止計画推進部署を設置すること。なお、既存の部署を充てること、既存の部署の職員が兼務することは可とする。
- ②防止計画推進部署は、不正防止計画をはじめとする受託部門全体の具体的な対策を策定・実施し実施状況を確認すること。

第４節 研究費の適正な運営・管理活動

受託部門は研究費の適正な運営・管理のために以下のことを実施すること。

- ①発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握すること。
- ②予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講ずること。
- ③正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れている場合等においては、繰越制度等を積極的に活用すること。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底すること。
- ④不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めること。
- ⑤不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、不正対策に関する方針及びルール等を含め、業者に対し、周知徹底すること。
- ⑥業者に対し、一定の取引実績（回数、金額等）や富士電機におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で必要に応じて誓約書等の提出を求めること。
- ⑦業者に提出を求める誓約書等に、以下の（ア）から（エ）までの各事項を盛り込んでいること。
 - （ア） 富士電機の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - （イ） 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - （ウ） 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと

- (エ) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること
- ⑧特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。
 - ⑨有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。
 - ⑩成果物がない機器の保守・点検などの場合、検収担当者が立会い等による現場確認を行うこと。
 - ⑪非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、受託部門との雇用契約に準ずること。
 - ⑫換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理すること。
 - ⑬研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とすること。

第5節 モニタリングの在り方

富士電機の監査運用に準じてモニタリングを実施する。

	年 月 日	版	主な事由および内容
制定	2016 年 12 月 22 日	1	文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を受託し、研究活動を実施する受託部門が遵守すべきガイドラインの確実な履行を目的として制定
改正	2020 年 12 月 8 日	1a	1) 職制変更の反映
改正	2025 年 9 月 30 日	1b	1) 企業倫理ヘルプラインの改訂を反映